

AI規則を簡素化する欧州委員会の「デジタル・オムニバス法案」

江夏 あかね

■ 要 約 ■

1. 欧州委員会は 2025 年 11 月 19 日、人工知能（AI）、サイバーセキュリティ及びデータに関する既存の規則を簡素化するデジタル・オムニバス法案を公表した。
2. 欧州連合（EU）では他地域・国に先駆けて 2024 年 8 月に AI 規則が施行され、2025 年 2 月から段階的な適用が始まっていた。今般示されたデジタル・オムニバス法案では、企業のコスト負担を軽減し、イノベーションを促進すべく、ハイリスク AI 関連規則の適用開始時期の延期や手続き簡素化の対象範囲の拡大等が示された。同法案は今後、加盟国と欧州議会の承認を経て決定することになる。
3. AI 関連規制をめぐる今後の論点としては、（1）国・地域による適切な法規制の整備及び見直し、（2）企業による AI ガバナンスの確保、が挙げられる。
4. 1 点目について、各国・地域は AI に関して異なる法規制のアプローチをとっている。しかし、AI の急速な発展スピードや経済社会にもたらす潜在的インパクトに鑑みると、適切な法規制の整備に加え、整備後についても法規制が目指す効果を発現させるためには適時に見直すことが、各国・地域の健全な発展に向けて重要と考えられる。
5. 2 点目について、近年は一部の投資家が AI ガバナンスをめぐってエンゲージメントや株主提案といった行動を起こしており、その件数は増加傾向にある。AI ガバナンスの確保は、投資家を始めとしたステークホルダーから選ばれるとともに、企業価値を保全・向上するために不可欠と言える。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・江夏あかね「AI法の成立と日欧米の現在地」『野村サステナビリティクォーターリー』2025年夏号。
- ・江夏あかね「サステナビリティ関連規制の簡素化を目指す欧州オムニバス法案－CSR、CSDDD、タクソミー、CBAMを対象に－」『野村サステナビリティクォーターリー』2025年春号。
- ・江夏あかね「AIガバナンスの概念と政府・企業・投資家による対応－リスク調整後の投資パフォーマンスの向上に向けて－」『野村サステナビリティクォーターリー』2024年秋号。

I AI 規則等の簡素化を謳うデジタル・オムニバス法案の公表

欧州委員会は 2025 年 11 月 19 日、人工知能（AI）、サイバーセキュリティ及びデータに関する既存の規則を簡素化するデジタル・オムニバス法案を公表した¹（図表 1 参照）。

欧州委員会が 2025 年 2 月、サステナビリティ及び投資関連規則を簡素化する 2 つのオムニバス法案²を公表したのは記憶に新しい。今回のオムニバス法案についてもいわゆる「ドラギ・レポート」がきっかけとなっている³。欧州中央銀行（ECB）前総裁のマリオ・ドラギ氏が 2024 年 9 月に欧州連合（EU）に提出した同レポートでは、デジタル分野の規制環境がイノベーションに多くの制約を課し、規模拡大を目指す欧州のスタートアップの足かせになっているとの指摘が示された。

本稿では、デジタル・オムニバス法案における AI 規則に関するポイントを概観するとともに、今後の論点を考察する。

図表 1 デジタル・オムニバス法案の概要

項目	内容
イノベーションに適した AI 規則	<ul style="list-style-type: none"> AI 規則の効率的な実施は、社会、安全、基本的権利にプラスの影響をもたらすが、ガイダンスとサポートが必要 企業は、必要なサポートツール等が整備されて初めて、高リスクの AI システムに規則を適用する必要があるため、適用時期に最長 16 カ月の猶予を設ける ルールの簡素化、実環境でのテスト機会、AI システムの一元的な監視等、対象を絞った AI 規則の改正も提案
サイバーセキュリティ報告の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 企業は現在、複数の異なる法律の下でサイバーセキュリティインシデントを報告する必要がある。本法案では、企業が全てのインシデント報告義務を満たすことができる単一のエントリーポイントの導入を提案 イノベーションの促進及びコンプライアンスを推進すべく、EU 一般データ保護規則（GDPR）を一部改正。これを通じて、データ保護基準を引き下げることなく、特定の規則の調和、明確化、簡素化を実現 クッキールールを最新化を通じて、オンラインでのユーザーエクスペリエンスを向上
データへのアクセス改善	<ul style="list-style-type: none"> EU データ法を通じた複数の EU データの統合 中小企業向けの EU データ法のクラウド切り替えルールの一部を対象とした適用除外の導入 EU データ法のコンプライアンスに関する新たなガイダンスの提供 AI 向けの高品質で新鮮なデータセットへのアクセスの開放を通じて、欧州の AI 関連企業を後押し

（出所）European Commission, “Simpler EU Digital Rules to Help EU Businesses Grow,” November 19, 2025、より
野村資本市場研究所作成

¹ European Commission, “Simpler EU Digital Rules and New Digital Wallets to Save Billions for Business and Boost Innovation,” November 19, 2025; European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council: Amending Regulation (EU) 2024/1689 and (EU) 2018/1139 as Regards the Simplification of the Implementation of Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Digital Omnibus on AI),” November 19, 2025.

² 詳細は、江夏あかね「サステナビリティ関連規制の簡素化を目指す欧州オムニバス法案－CSRD、CSDDD、タクソノミー、CBAM を対象に－」『野村サステナビリティクォーターリー』2025 年春号、を参照されたい。

³ Mario Draghi, “The Future of European Competitiveness: A Competitiveness Strategy for Europe (Part A),” September 2024; Mario Draghi, “The Europe of European Competitiveness: In-depth Analysis and Recommendations (Part B),” September 2024; European Commission, “Shaping Europe’s Digital Future: An Agile Digital Rulebook for the EU.”

II デジタル・オムニバス法案における AI 規則に関する主なポイント

本章では、(1) AI 規則の改正案が示された背景、(2) 主な改正点、(3) 企業におけるメリット、(4) 新たなスケジュール、を概観する。

1. AI 規則の改正案が示された背景

EU では他地域・国に先駆けて 2024 年 8 月に AI 規則が施行され、2025 年 2 月から段階的な適用が始まっている（図表 2～3 参照）。同規則の適用範囲は、2026 年 8 月、2027 年 8 月及び 2030 年 12 月に拡大予定となっている（図表 4 参照）。

EU の AI 規則をめぐっては、イノベーションと技術開発の阻害、競争力の低下、高いコストや複雑な実装、人材や投資の流出等を懸念する意見も出ていた⁴。フランスのエマニュエル・マクロン大統領や欧州企業等からは、技術革新の後押しや競争力の確保のために同規則の簡素化が必要との声が上がっていた⁵。

一方、米国のトランプ政権は 2025 年 4 月、欧州委員会に対して、AI 規則の行動規範の採用に反対する旨を記した書簡を送付した⁶。また、欧州委員会が 2025 年 7 月に「汎用 AI の行動規範」⁷を公表した後、米大手情報技術（IT）企業のマイクロソフトは行動規範に署名する意向を示した一方、メタはイノベーションを阻害しているとして行動規範に署名しない旨を明らかにする等の動きも報じられていた⁸。

図表 2 EU における AI 規則の概要

- ・ AI 規則は、2024 年 5 月成立。2024 年 8 月 1 日に施行。2026 年 8 月 2 日から本格適用開始（施行 6 ヶ月後、1 年後、3 年後に適用開始となる規定あり）
- ・ 人間中心の信頼できる AI の導入を促進すること、AI システムの有害な影響に対して、健康、安全、民主主義、法の支配、環境保護等の基本的権利を高水準で保護及び確保すること、イノベーションを支援することを目的としている
- ・ リスクベースアプローチを採用し、4 つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた要件・規制を設定するとともに、広範なタスクを学習・実行可能で他の AI システムに統合可能な汎用 AI モデルに関する規律を規定。提供者だけでなく導入者にかかる要件も存在
- ・ EU 域内に AI システムを提供する域外企業も適用対象とし、違反の場合、最大で 3,500 万ユーロ又は年間世界売上高の 7%の罰金
- ・ AI システムの市場投入前に、革新的な AI システムの試験、検証を実施できる環境として「開発、AI 規制サンドボックス」を提供する

（出所）欧州連合日本政府代表部「EU のデジタル政策の概要」2024 年 9 月、より野村資本市場研究所作成

⁴ Symbio6, “Critics Raise Concerns About the EU AI Act,” July 21, 2025.

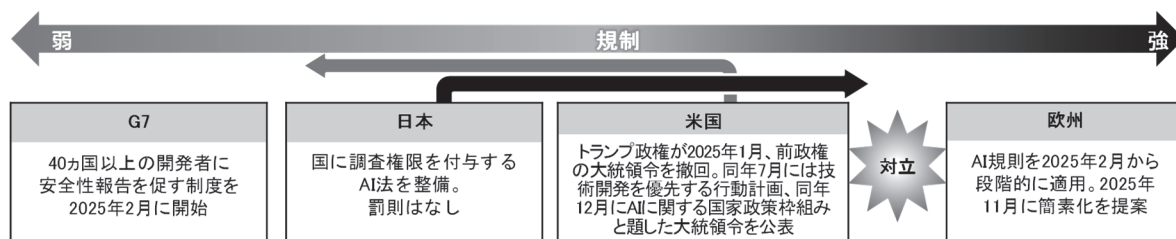
⁵ 「AI 推進へ規制簡素化 国際会議で訴え—マクロン仏大統領」『時事通信』2025 年 2 月 11 日、「欧州は『AI の競争に参加していない』、マクロン仏大統領が危機感」『CNN』2025 年 2 月 10 日。

⁶ 「トランプ政権、欧州に AI 規則の実践規範撤回を求め圧力—関係者」『ブルームバーグ』2025 年 4 月 25 日、「トランプ政権、EU の AI 法に圧力 企業へのルール撤回を求め書簡」『朝日新聞』2025 年 4 月 29 日。

⁷ European Commission, “General-Purpose AI Code of Practice Now Available,” July 10, 2025.

⁸ “Microsoft Likely to Sign EU AI Code of Practice, Meta Rebuffs Guidelines,” *Reuters*, July 19, 2025、「メタ、EU の AI 規制法行動規範に署名しない方針—要求過度と反発」『ブルームバーグ』2025 年 7 月 19 日。

図表3 日米欧における AI 開発に関する規制等の動向



(出所) 「AI 規制『日本流』探る 国に調査権、新法案を閣議決定」『日本経済新聞』2025年2月28日、より野村資本市場研究所作成

図表4 AI 規則の施行日 (従来のスケジュール)

期間	適用開始規定
6 ヶ月 (2025 年 2 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> 適用対象範囲 定義 AI リテラシー 禁止される AI
12 ヶ月 (2025 年 8 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> 適合性評価機関 汎用 AI モデル ガバナンス 罰則 (汎用 AI モデルの罰則は除く)
24 ヶ月 (2026 年 8 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> その他の規定 これ以前に上市され、または稼働された AI システムは、その後設計上の大幅な変更があった場合のみ適用。ただし、公的機関による使用が意図されているハイリスク AI システムの提供者及び導入者は、施行から 6 年以内に本規則の要件及び義務を遵守するために必要な措置を講じる
36 ヶ月 (2027 年 8 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 カテゴリーのハイリスク AI システム (他法令の対象) 本規則の施行日から 12 ヶ月以内に上市された汎用 AI モデルの提供者が本規則に定める義務を遵守するために必要な措置を講じる
2030 年 12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> Annex X に列挙された法律により設置された大規模 IT システムの構成要素であって、本規則の施行日から 36 ヶ月以内に上市され又は稼働された AI システムの本規則の遵守 (禁止される AI は除く)

(出所) 欧州連合日本政府代表部「EU AI 法の概要」2025年9月、より野村資本市場研究所作成

このような状況も経て公表されたデジタル・オムニバス法案では、欧州委員会が 2025 年にステークホルダーと行った協議を通じて、AI 規則の適用を成功に導くに当たって実装上の課題が明らかになったため、改正案の策定に至ったとの説明が示された⁹。

⁹ European Commission, “Shaping Europe’s Digital Future: Digital Package.”

2. 主な改正点

デジタル・オムニバス法案では、主に 5 つの改正点が示された。

1) ハイリスク AI に関する規則の適用開始時期の延期

AI 規則の特徴の 1 つとして、リスクベースのアプローチが挙げられる。具体的には、AI システムは 4 つの段階に分類され、各段階で規制の強度が設定されている（図表 5 参照）。このうち、ハイリスクの分類は、市民の生命や健康を危険にさらす可能性のある重要なインフラ等が指定され、4 つの段階では最も幅広いリスクになることが想定されている¹⁰。例えば、企業の採用活動や医療ソフトウェアに使う AI について、人間による監視や、リスク軽減のための適切な管理を求めている¹¹（図表 6 参照）。

デジタル・オムニバス法案では、ハイリスク AI に関する規則の適用時期を、スタンダード等のサポートツールの利用可能時期と関連付けるべく、最長 16 ヶ月延期すると示された。

図表 5 AI 規則におけるリスクの分類

リスクレベル	概要
容認できないリスク (Unacceptable Risk)	<ul style="list-style-type: none"> 人々の安全、生活、権利に対する明白な脅威となる AI システムを指し、禁止している 具体的な禁止行為として、「判断能力を著しく損なうサブミナル技法や操作的・欺瞞的技法」、「年齢、障害、特定の社会的・経済的状況に起因する脆弱性の悪用」、「本人や集団に不利な影響を与える社会的スコアリング(例外有)」、「個人の性格特性や特徴のプロファイリングのみに基づく犯罪予測」等が定められた
ハイリスク (High Risk)	<ul style="list-style-type: none"> 「市民の生命や健康を危険にさらす可能性のある重要なインフラ」や、「教育や職業訓練においてその後の教育や専門コースへの進路を左右する可能性のあるもの」、「製品の安全部品」等が指定されている 4 つの分類の中では最も幅広いリスクになると想定されている ハイリスクに認定された製品やサービスは市場に投入される前に第三者による適合性評価を受ける必要がある等、厳しい手続きが義務付けられている 特に人々の生活に多大な影響を及ぼす公共サービスや、法執行・司法手続きについては、厳格な要件がある
限定的リスク (Limited Risk)	<ul style="list-style-type: none"> AI の利用における透明性の欠如に関するリスク 人々が必要とする情報を確実に得られるように、透明性に関する要件を満たすことが求められる AI により生成された画像については、生成 AI によるコンテンツであることを明示しなければならない
最小のリスク (Minimal Risk)	<ul style="list-style-type: none"> AI を自由に利用可能 EU 域内で使用されている AI システムの大部分がこのカテゴリーに該当する

(出所) 生貝直人「EU の AI 法について教えてください」『EU MAG』駐日欧州連合代表部、2024 年 12 月 16 日、より野村資本市場研究所作成

¹⁰ 生貝直人「EU の AI 法について教えてください」『EU MAG』駐日欧州連合代表部、2024 年 12 月 16 日。

¹¹ 「EU、AI 規制法の本格適用延期 企業反発で 27 年末も」『共同通信』2025 年 11 月 19 日。

図表 6 ハイリスク AI システムが満たすべき要件の概要

要件	内容
リスク管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理システムを確立・実施・文書化・維持すること ・ リスク管理システムとは、AI システムのライフサイクル全体を通して反復継続的に実施されるプロセスでなければならない ・ リスク管理措置: 残留リスクが許容可能と判断されるものでなければならない。残留リスクは、利用者には要伝達 ・ テスト: 適切なリスク管理措置を特定するため、開発中、遅くとも上市前にテストを実施
データガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来の用途に照らして適切なガバナンス及び管理プラクティスに服する等の品質基準を満たす学習・検証・テスト用データセットに基づいて開発すること
技術文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術文書を上市前に作成し、最新に維持すること
記録保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの耐用期間を通じて自動でログを記録する機能を備えること
透明性及び導入者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入者が AI システムのアウトプットを解釈して適切に利用できるよう、透明性を確保すること ・ 導入者に関連し、アクセス可能で理解可能な、簡潔、完全、正確かつ明確な情報が含まれる使用説明書を添付すること
人的監視措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な人間・機械間インターフェースを含め、AI システムが使用されている期間中、人間が効果的に監督できるような方法で設計・開発すること ・ 人間による監視措置は、AI システムのリスク、自律性のレベル及び使用の状況に見合ったものでなければならない ・ ハイリスク AI システムは監視業務要員が異常、機能不全及び予想外の性能の兆候を検知し対処する目的で、AI システムの能力及び限界を十分に理解し、その動作を適切に監視すること等を可能とする態様で導入者に提供されなければならない
正確性、堅牢性、サイバーセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なレベルの正確性、堅牢性、サイバーセキュリティを達成し、ライフサイクルを通じて一貫した性能を発揮するように設計・開発すること ・ 欧州委員会は、利害関係者及び計量・ベンチマーク当局などの組織と協力して、ベンチマークや計測方法の開発を奨励しなければならない ・ AI システムの正確性レベル及び関連する指標は、添付の使用説明書に明記する ・ 発生する可能性のあるエラー、障害又は不整合に関して強靱でなければならない ・ 堅牢性は、バックアップまたはフェイルセーフプランを含む技術的な冗長性ソリューションによって達成することができる ・ 上市後または稼働後も学習を続ける AI システムは、偏ったアウトプットが将来の運用のためのインプットに影響を及ぼす可能性(「フィードバックループ」)を可能な限り除去または低減するように、かつ、フィードバックループが適切な緩和措置によって適切に対処されるように、開発されなければならない ・ ハイリスク AI システムは、システムの脆弱性を悪用することによってその用途、アウトプット、性能を変更しようとする第三者による試みに対して強靱でなければならない ・ AI 特有の脆弱性に対処するための技術的解決策には、必要に応じて、学習データセットを操作しようとする攻撃等を防止、検知、対応、解決及び制御するための措置を含まなければならない

(出所) 欧州連合日本政府代表部「EU AI 法の概要」2025年9月、より野村資本市場研究所作成

2) 簡素化の導入

デジタル・オムニバス法案では、AI規則に関する4つの簡素化が挙げられた(図表7参照)。特に、1点目で掲げられた法的義務履行のための特定手続き(技術文書要件等)の簡素化の対象範囲を中小企業¹²(SME)から小規模ミッドキャップ¹³(SMC)

¹² EUにおいて、中小企業(SME)は、(1)従業員数250人未満、(2)売上高5,000万ユーロ以下若しくは総資産額4,300万ユーロ以下、の企業を指す(European Commission, “SME Definition”)。

¹³ 小規模ミッドキャップ(SMC)は、欧州委員会が2025年5月に公表したオムニバス法案に含まれた、規制簡素化を目的に設定された新たな企業規模の区分。SMCは、(1)従業員数750人未満、(2)売上高1億5,000万ユーロ以下若しくは総資産額1億2,900万ユーロ以下の企業と定義されている(European Commission, “Commission Proposes Simplification Measures to Save EU Businesses a Further €400 Million per Year,” May 21, 2025)。

に拡大する件については、後述のとおり、EU 域内の 8,250 社が新たに恩恵を受け、年間 2 億 2,500 万ユーロ以上のコスト削減につながる事が想定されている¹⁴。

図表 7 AI 規則に関する 4 つの簡素化

- ・ 法的義務履行のための特定手続きの簡素化の対象範囲を、SME から SMC に拡大
 - ・ 欧州委員会と加盟国に対して、AI リテラシーを育成し、オペレーターに不特定の義務を課すのではなく、既存の取り組み(AI オフィスにおける AI リテラシー実践のリポジトリ等)を基に、企業への継続的な支援を確保することを求め、その一方で、ハイリスクの導入者に対するトレーニング義務を維持
 - ・ 調和化した市販後モニタリング計画に関する規定を削除し、企業に柔軟性を与える
 - ・ ハイリスクと考えられていないタスクについて、ハイリスクの領域で適用されている AI システムの登録負担を軽減
- (出所) European Commission, “Shaping Europe’s Digital Future: Digital Package”、より野村資本市場研究所作成

3) AI 規則におけるガバナンスの実効性の向上

ガバナンスの実効性向上の観点からは、(1) 汎用 AI モデル¹⁵に基づいて構築された AI システムの監視を AI オフィス¹⁶に一元化し、これらのモデルやシステムの開発者におけるガバナンスの断片化を軽減する、(2) 大規模なオンラインプラットフォームや検索エンジンに組み込まれた AI の監視を AI オフィスに担わせる、と示された。

4) コンプライアンスの支援手段の拡充

コンプライアンスの支援手段を拡充する観点からは、(1) 適切な保護措置の下で、バイアスの検出と修正を確実にするために、提供者と導入者が特定範囲の個人データを処理できるようにする、(2) より多くのイノベーターが関連ツールの恩恵を受けられるように、AI 規則サンドボックス¹⁷と実社会でのテストの利用範囲を拡大する、と示された。

5) AI 規則の手続きと運用の改善

デジタル・オムニバス法案では、AI 規則と他の EU 法との相互作用を明確化することに加え、適合性評価機関の適時利用を促進するための手続きの簡素化が謳われた。

¹⁴ European Commission, “Simpler EU Digital Rules and New Digital Wallets to Save Billions for Business and Boost Innovation,” November 19, 2025; European Commission, “Shaping Europe’s Digital Future: Digital Package.”

¹⁵ 汎用 AI モデルは、AI 規則において、AI モデルが大規模に大量のデータで自己教師あり学習される場合を含め、大きな汎用性を示し、モデルが市場に投入される方法に関係なく広範で異なるタスクを有能に実行することができ、様々な川下のシステム又はアプリケーションに統合することができる AI モデルと定義づけられている(欧州連合日本政府代表部「EU AI 法の概要」2025年9月)。

¹⁶ AI オフィスは、AI 技術の社会的及び経済的利益を享受するための行動と政策を欧州委員会内で促進すること等を目的とした組織で、欧州委員会が 2024 年 1 月に設立を公表した(European Commission, “Commission Decision Establishing the European AI Office,” January 24, 2024)。

¹⁷ AI 規則サンドボックスとは、隔離された環境下に限定することで革新的な AI システムの開発やテストなどを可能にする仕組み(「EU 理事会、AI 法案を採択、2026 年中に全面適用開始へ」『ビジネス短信』日本貿易振興機構、2024 年 5 月 27 日)。

3. 企業におけるメリット

デジタル・オムニバス法案では AI 規則の改正点を通じた企業の潜在的なメリットについて、(1) コンプライアンス関連費用の削減¹⁸、(2) 特定手続きの簡素化の対象範囲を SME から SMC に拡大することを通じて、EU 域内の 8,250 社が新たに簡素化の恩恵を享受、と記された。

4. 新たなスケジュール

デジタル・オムニバス法案は、加盟国と欧州議会の承認を経て決定することになる¹⁹。

デジタル・オムニバス法案に掲げられたハイリスク AI 関連規則のスケジュールに関しては、支援ツールの利用可能性に合わせて調整され、十分に利用可能であることを欧州委員会が確認すると、移行期間後に規則の適用が開始されると説明された。

雇用や法執行機関等のセンシティブな分野におけるハイリスク AI に関する規則は当初想定から最長で 16 ヶ月後、医療機器等の製品に組み込まれたハイリスク AI 規則は当初想定から最長で 12 ヶ月後に適用されると記された。

加えて、技術的ソリューションを生成型 AI システムに遡及的に組み込む必要があるプロバイダーに対して、6 ヶ月の移行期間が提案された。また、新たに上市される AI システムの場合、規則適用から 6 ヶ月は罰則を科すことができない猶予期間とされた。

III 今後の論点

今般示されたデジタル・オムニバス法案では、企業のコスト負担を軽減し、イノベーションを促進すべく、ハイリスク AI 関連規則の適用開始時期の延期や AI 規則関連の特定手続きの簡素化の対象範囲の拡大等が示された。同法案をめぐっては、金融市場では特に大きな影響は観察されていないようだが、IT 業界からは（簡素化が）不十分と批判される一方、消費者団体からは大手 IT 企業に屈したと反発の声が上がっていると報じられている²⁰。

AI 関連規制をめぐる今後の論点としては、(1) 国・地域による適切な法規制の整備及び見直し、(2) 企業による AI ガバナンスの確保、が挙げられる。

1 点目について、他地域に先駆けて包括的な AI 規則を適用した EU では、AI 規則の実効性を高めるべく、デジタル・オムニバス法案を通じて部分的な見直しが提案された。

¹⁸ 欧州委員会は、デジタル・オムニバス法案を通じた各種規則の簡素化を通じて、2029 年までに最大 50 億ドルの管理コスト削減が可能になると試算している (European Commission, “Simpler EU Digital Rules and New Digital Wallets to Save Billions for Business and Boost Innovation,” November 19, 2025)。

¹⁹ 「EU、AI 規制適用を延期 企業負担軽減、競争力重視へ」『時事通信』2025 年 11 月 20 日。

²⁰ 「EU、AI とプライバシー規制の簡素化案を公表 厳格ルール延期へ」『ロイター』2025 年 11 月 19 日。

米国では、連邦政府レベルでトランプ政権が 2025 年 1 月、前政権による大統領令を撤回し、規制緩和を指示する大統領令²¹を公表した。同年 7 月には AI 分野の競争力強化に向けた AI 行動計画²²を公表し、同年 12 月には「AI に関する国家政策枠組み」と題した大統領令²³を公表した。

日本では、イノベーションの促進とリスク対応の両立を目指す「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が 2025 年 5 月に成立²⁴し、同年 9 月に全面施行²⁵された。そして、政府は 2025 年 12 月 23 日、「人工知能基本計画²⁶」を閣議決定した。同計画では、基本構想として「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」を目指す旨とされている。また、施策に関する 3 原則（イノベーション促進とリスク対応の両立、アジャイルな対応、内外一体での政策推進）とともに、基本的な方針として（1）AI 利活用の加速的推進（「AI を使う」）、（2）AI 開発力の戦略的強化（「AI を創る」）、（3）AI ガバナンスの主導（「AI の信頼性を高める」）、（4）AI 社会に向けた継続的変革（「AI と協働する」）、を掲げている。

このように、各国・地域は、経済・産業・社会構造、歴史・価値観が異なることもあり、AI に関して異なる法規制のアプローチをとっている。しかし、AI の急速な発展スピードや経済社会にもたらす潜在的インパクトに鑑みると、適切な法規制の整備に加え、整備後についても法規制が目指す効果を発現させるためには適時に見直すことが、各国・地域の健全な発展に向けて重要と考えられる。

2 点目について、AI ガバナンスは、端的には、AI 利用によるリスクを管理・抑制しつつ、最大限の便益を得ることを目的とするものである²⁷。

特に、近年は一部の投資家が AI ガバナンスをめぐってエンゲージメントや株主提案といった行動を起こしており、その件数は増加傾向にある²⁸。例えば、2025 年には米投資会社パークシャー・ハザウェイに対して英国の投資ファンドが独立社外取締役による監督委員会の設置を提案した件は、国際的にも注目を集めた（図表 8 参照）。また、日本関連では、米議決権行使助言会社のグラス・ルイスが 2025 年の日本向けの助言方針²⁹において、AI に関する取り組みを取締役選任議案の考慮要素の 1 つに加えたことは記憶に新しい。

各国・地域における AI 関連法規制に対するアプローチは今後も変化する可能性があるものの、企業にとって AI ガバナンスを確保することは、投資家を始めとしたステークホルダーから選ばれるとともに、企業価値を保全・向上するために不可欠と言える。

²¹ White House, “Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence,” January 23, 2025.

²² White House, “White House Unveils America’s AI Action Plan,” July 23, 2025.

²³ White House, “Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence,” December 11, 2025.

²⁴ 詳細は、江夏あかね「AI 法の成立と日欧米の現在地」『野村サステナビリティクォーターリー』2025 年夏号、を参照されたい。

²⁵ 内閣府「AI 法 全面施行一次なるフェーズへ」2025 年 10 月 3 日。

²⁶ 閣議決定「人工知能基本計画～『信頼できる AI』による『日本再起』～」2025 年 12 月 23 日。

²⁷ 詳細は、江夏あかね「AI ガバナンスの概念と政府・企業・投資家による対応ーリスク調整後の投資パフォーマンスの向上に向けてー」『野村サステナビリティクォーターリー』2024 年秋号、を参照されたい。

²⁸ Morningstar Sustainalytics, “Investor Views on AI Oversight: What Do Proxy Votes Tell Us?” May 2025; ISS Corporate, “AI in Focus in 2025: Boards and Shareholders Set Their Sights on AI,” 2025.

²⁹ Glass Lewis 「2025 Benchmark Policy Guidelines - Japan」2025 年。

図表 8 AI 関連の主な株主提案（2025 年）

社名	内容(一部抜粋)
バークシャー・ハザウェイ	独立社外取締役による AI リスク監督委員会の設置
トムソン・ロイター	AI ガバナンス枠組みの修正
アップル	AI の倫理的なデータ収集と使用の開示
メタ	AI のデータ利用に関する報告書
アマゾン・ドット・コム	AI 監督の取締役会体制の評価

(出所) 「株主総会の争点に AI リスク バークシャーで監督委提案、日本に波及も」 『日本経済新聞』 2025 年 6 月 11 日、より野村資本市場研究所作成